平成２３年（フ）第９０２号
大阪府岸和田市南上町２丁目８番13号
債務者　岡本まゆみ
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９０７号
大阪府泉大津市宮町９番40―３号ポライトリー203号、前住所大阪府高石市千代田４丁目８番34号
債務者　永野　正昭
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９０９号
大阪府岸和田市池尻町771番地の９
債務者　福田　耕造
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
福岡県大牟田市大字岬2905番地14
債務者　吉田　浩幸
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第９０号
福岡県大牟田市大字岬2905番地14
債務者　吉田　結花
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第９１号
福岡県大牟田市大字三池1069番地１
債務者　高倉真由美（旧姓森）
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第９３号
福岡県大牟田市大字新町486番地１
債務者　大道まゆみ
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第５４号
北海道日高郡新ひだか町静内柏台10番４号
公住100―391
債務者　大垣　直也
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
香川県丸亀市土器町東９丁目291　香川県立丸亀病院、住民票上の住所香川県丸亀市塩屋町２丁目17番１―107号　外浜団地１棟
債務者　勘角　佳子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１４２号
香川県坂出市府中町241番地２
債務者　柴田　　隆
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１５０号
香川県丸亀市飯野町東分2645番地１　エスポワール飯野西棟216号
債務者　秋田富士子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１６９号
香川県丸亀市西平山町285番地１、住民票上の住所香川県丸亀市富士見町２丁目６番６号晴海荘６号
債務者　丸橋　康男
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１７０号
香川県坂出市谷町１丁目10番10号
債務者　水落　利光
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１５０６号
千葉市緑区おゆみ野１丁目51番地８
債務者　齋藤　有子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２６８４号
名古屋市天白区植田本町１丁目1106番地　デュークカトウ205、住民票上の住所愛知県知立市八橋町井戸尻119番地
債務者　神谷　　忠
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７８９号
名古屋市昭和区元宮町４丁目14番地の２　エトワール元宮３Ｂ号
債務者　下田　洋司
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７９４号
名古屋市昭和区明月町２丁目16番地　明月レジデンス305号
債務者　渡邉　　保
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部